



歳入の見直し内容

先月号では、これから進めていく財政健全化の基本的な方針と主な見直し項目についてお知らせしました。今回は、歳入や受益者負担の見直し項目から、主な内容について説明します。

□手数料

小樽市では、昭和59年の手数料の一斉改定以後、ほとんどの手数料が据え置かれてきました。

表1 手数料改定の主なもの ※1件あたりの金額

	現行の手数料	改定後の手数料
税の証明(税目、年度ごと)	200円	300円
住民票などの記載事項証明	200円	300円
営業の証明	200円	300円
固定資産の閲覧	100円	200円
住民票の閲覧	200円	300円
住民票、戸籍附票の複写	200円	300円

※平成16年4月1日から実施

今回の見直しでは、減免率を現行の2分の1から4分の1に引き下げるなどを検討しています。

□水道料金の減免

現在、市では、老人世帯、母子世帯、障害者世帯で一定の所得を下回った世帯と、生活保護世帯を対象に、水道料金と下水道使用料の2分の1を減免しています。

道内の人口10万人以上の市でも、同様の減免制度がありますが、左下の表2のように、水道料金と下水道使用料ともに減免しているのは、小樽市を含め4市だけです。平成14年度の小樽市の減免額は、2億3400万円、旭川市に次いで高い額です。

表2 水道料金・下水道使用料 道内各市の減免対象

	水道料金	下水道使用料
小樽市	生活保護世帯 老人世帯 母子世帯 障害者世帯	生活保護世帯 老人世帯 母子世帯 障害者世帯
札幌市	なし	生活保護世帯
旭川市	生活保護世帯 独居老人世帯 母子世帯	生活保護世帯 独居老人世帯 母子世帯
函館市	なし	生活保護世帯
室蘭市	身体障害者(1,2級) 寝たきり老人 重度心身障害者 精神障害者	身体障害者(1,2級) 寝たきり老人 重度心身障害者 精神障害者
釧路市	身体障害者(1,2級)	生活保護世帯
帯広市	なし	生活保護世帯
苫小牧市	なし	なし
江別市	なし	なし
北見市	なし	生活保護世帯 老人世帯 母子世帯 身体障害者世帯

70歳以上の方に交付している「ふれあいパス」は、現在、

□ふれあいパス

この課税免除について見直し

□保育料

保育料は平成元年度以降は改定されていません。道内他市と比べ、現在かなり低い水準となっており、これを段階的に値上げするものです。

□入湯税

小樽市の入湯税は、温泉施設を利用する宿泊客一人につき150円、日帰り客一人につき100円を徴収しています。しかし、利用料金が1000円以下の場合には、入湯税を免除しています。同様な免除をしているのは入湯税を徴収している道内22市のうち、小樽市を含め5市だけで、今回の課税免除について見直し

□放課後児童クラブ

日中家庭に保護者がいない小学校1年～3年生を受け入れる「放課後児童クラブ」は、現在無料ですが、今後は、一部負担していただくことを検討しています。

□平成17年度以降

市民会館、博物館、総合体育館などの「施設使用料」と、これらの減免制度の見直し「国民健康保険料」の見直しこれらについては、平成16年度中に検討していききたいと考えています。

これらの見直しは、財政再建団体への転落を避け、市政を安定的に継続して運営するために、市民の皆さんにご負担をお願いするものです。ご理解をお願いいたします。次号では、歳入の見直し内容について、お知らせします。
◆お問い合わせは、財政課 ☎ 4111 内線 2311～234 へどうぞ。